# 第1章 会計に押し寄せる波

# 要点整理 )))

### 第1節 会計制度の動向

我が国の会計制度は,昭和29(1954)年7月9日に当時の経済安定本部企業会計制度対策調査会(現金融庁企業会計審議会)から中間報告として公表された「企業会計原則」を中心に整備・制定されて48年目の今日(2002)を迎えている観よい。

「企業会計原則」を中心に据えた証券取引法・商法・税法の制定・改廃は、「原則」の修正を伴いながらも平成11(1999)年頃までは続いていたと観ることができる。

このことから,従来の基礎的会計学や財務諸表論の学習は,「原則」を中心に据えて 行っていれば良かったし,学校教育も受験学習もしかりであった。

しかし、平成11年の商法改正は、「原則」中心のこれまでの会計に画期的変革を迫ってきた。金融商品に時価評価を導入したこの改正は、原価会計から時価会計に会計の基軸をシフトさせる制度上の出来事であり、「原則」一辺倒のこれまでの会計教育や学習に変貌を迫るものであった。

# 第2節 国際会計基準のインパクト

「会計ビックバン総仕上げ」これは,日経新聞・決算広告特集版 (H14.6.27)のリードコピーである。日本の会計基準を世界水準に合わせる会計ビックバンが今総仕上げの段階に入ったというわけである。その内容として,次のサブコピーが紙面におどる。

〔企業監査に新基準〕・・・破たんリスクの開示を求める

〔減損会計完全導入へ〕 ・・・ 負の遺産処理が加速

〔企業合併の処理基準〕・・・・時価引継に一本化

会計ビックバンと呼ばれる衝撃が,我が国を襲ったのは平成9 (1997)頃からであった。 その端的な現れが国際会計基準の制定であり,我が国会計諸基準を国際会計基準に適合 させるための急激な会計諸規定の制定・改廃の動きであった。

企業活動が国際化すれば資金の移動も国際化する。企業が国際市場で資金需要をまかなおうとすれば,国際的に通用する情報開示が必要となる。ところが,日本の会計制度は世界の基準から大きく乖離している。早く欧米並の基準に追い付く必要に迫られた。

会計基準が国際的に統一化されれば,各国企業の業績比較性が確保でき投資者の情報欲求に応えることができることになる。

国際会計基準と日本の会計基準の異なる点は概ね次のようなものである。

## 日本の会計基準

## 国際会計基準

**自的** 債権者保護,投資家保護,

税収確保,の混合

視点 フロー重視(損益法)

P/L 重視

决 算 個別決算中心

・個別財務諸表

利益 収益-費用

・経常利益重視 (当期業績主義)

評 価 原価評価

・将来の収益に対応するものが資産 (費用収益対応の原則)

(費用配分の原則)

投資家保護

ストック重視(財産法)

· B / S , C F S 重視

連結決算中心

・連結財務諸表

株主持分の純増加

・純利益重視 (包括主義)

時価評価(公正価値)

・回収可能性のあるものが資産

日本の会計基準を国際会計基準に適合させるための企業会計審議会を中心とした基準の設定は次に示すように急激に進められた。これらの中には「原則」の考えと相容れないものが多く含まれているが、昭和 57(1982)年以来改正されていない「原則」に優先して適用される。 後法優越の原理

会 計 基 準	公表日	適 用 時 期
リース取引に係わる会計基準連結財務諸表原則研究開発費等に係わる会計基準連結キャッシュフロー計算書等の会計基準退職給付に係わる会計基準税効果会計に係わる会計基準金融商品に係わる会計基準外貨建取引等会計処理基準	H 5. 6.17 H 6. 6. 6 H10. 3.13 H10. 3.13 H10. 6.16 H10.10.30 H11. 1.22 H11.10.22	H 6.4.1 以降開始の事業年度から H10.4.1 以降開始の事業年度から H11.4.1 以降開始の事業年度から H11.4.1 以降開始の事業年度から H12.4.1 以降開始の事業年度から H11.4.1 以降開始の事業年度から H12.4.1 以降開始の事業年度から H12.4.1 以降開始の事業年度から

#### 第3節 商法改正の動き

国際会計基準への接近は,企業会計審議会や企業会計基準委員会の公表する諸会計基準を通じて証券取引法会計(証取法会計=財務諸表規則等)の場で順次実務に浸透してきている。

我が国の会計はよくトライアングル構造と言われる。商法会計,証取法会計,税務会計の三つの会計が一体となって実施されていたのであるが,この関係が徐々に崩れ,税効果会計の導入を期に元々理念の異なる三つの会計を一体化する事を止めてしまった。

しかし,商法会計と証取法会計は,「公正なる会計慣行の斟酌」規定や商法上の会計 監査に証取法上の監査を導入する「商法特例法」に見られるように二つの会計は企業会 計として一体化してきているので,税効果会計が導入されれば目的の異なる税務会計を 企業会計上考慮する必要が無くなる。

こうした動きの中で,商法の改正もこのところ急速に行われており,平成13年度だけでも3回の改正が行われた。ここ数年の間に行われた会社の計算に関する改正の主なものを列記すれば次のようになる。中には議員立法としてかなり性急に行われたものも含まれ,問題点を残しているのも事実である。

平成11年 8月改正 金銭債権等の時価評価容認

平成13年 6月改正 額面株式の廃止

配当規制の緩和

金庫株の解禁

平成13年11月改正 計算書類の電子化等

計算書類の公開関係

新株予約権に関する法制整備

平成13年12月改正 監査役制度の強化

平成14年 5月改正 計算関係規定の省令(商法施行令)委任

大会社への連結計算書類の導入

今後の課題 株式の無券化

公告一般の電子化

H14年改正商法は,株式会社の計算との関連で資産の評価規定,引当金,繰延資産に関する規定を法務省令に委任することとした。また,配当可能限度額についても次のように計算することにした(291 4)。

配当可能限度額 = 純資産額 - (資本の額 + 法定準備金の額 + 利益準備金の要積立額 + その他法務省令に定むる額)

### 要点整理 \ ) \ )

### 第1節 原価会計から時価会計へ

ペイトン&リトルトンの「会社会計基準序説」は,現在教職にある多くの世代の会計 学徒にとっては,正にバイブル的な書物であった。

そして,昭和24年7月9日に公表された「企業会計原則」(最終修正1982)の解釈論的研究もまた,つい数年前までは会計教育・会計学習の中心であった。

シュマーレンバッハ(ドイツの経営経済学者)によって理論的に展開されたはゴーイング・コンサーンの会計観(動的貸借対照表,初版 1919 ~ 第 7 版 1939.)は、アメリカにおいては3 0 年代に既に実践的なものとなっており、ペイトン&リトルトンによって著された「序説」(1940)は、 当時のアメリカの会計実践を映し出したものと観られる。

我が国の「原則」は,アメリカのSHM会計原則(1938)をモデルに制定されたものと観られている。サンダース・ハットフィールド・ムアーによる当時のアメリカ会計実務の蒸留はいかにもアメリカ・プラグマティズムの象徴であったと言える。

これらの内容は,原価主義会計とも発生主義会計とも言われ「取得原価」を基礎におき,費用収益対応原則と費用配分論を中心とした損益計算重視の会計であった。

それを最も端的に表現するものとしてじばしば引用されたのが,ペイトン&リトルトンの「序説」に記されている次の一節である。

『会計の基本的な問題は発生した原価の流れを期間利益測定の手続きとして現在と未来に区分することである。このような区分を報告するに用いる技術的な手段は,損益計算書と貸借対照表とである。この両者はともに緊要である。損益計算書は当期への配分を報告する。貸借対照表は発生した原価中次年度以降に負担せしめてさしつかえない分を表している。貸借対照表はかくして,取得原価中未償却の分すなわちまだ差引かれていない原価を次期以降に繰越す手段として役立つ。すなわち相つづく損益計算書を結びつけて利益の流れの状況を組立てるつなぎ環(a connecting link)の役を務めるのである。』

原価主義会計に対して一つの大きなインパクトを与えたのは , 1966 年に公表された A A A (アメリカ会計学会)の A S O B A T (基礎的会計理論)である。

ASOBATは、会計情報を評価するにあったて使用すべき判断基準として、目的適合性、検証可能性、普遍性および量的表現性を示している。このうち量的表現性基準は、会計情報を財務的情報のみではなく非財務的情報の包摂にまで拡大をする素地を提供するする基準である。

目的適合性基準は,多次元の貨幣的評価の導入の要請をしており,時価資料の入手方法について「付録A」で言及している。ここでは,「時価報告の原則は,会計主体に関係するあらゆる財貨,債務および持分に適用できる。」としながら棚卸資産・長期投資・設備および機械・建物・土地・鉱物およびその他天然資源・無形固定資産(特許権,商標権および著作権・特許・暖簾)には触れているものの,債務に関してはコメントがない。AAA (American Accounting Association) ASOBAT (A Statement of Basic Accounting Theory)

1960 年代から 1970 年代は世界的にインフレーションにみまわれていた時期であり、これを背景として、会計の世界では**インフレーション会計や貨幣価値変動会計**と呼ばれる**時価主義会計**が華々しく主張されていた時期である。

1980年代は,アメリカ,イギリス,カナダ他で**カレント・コスト会計**が制度化されて話題を集めたが,長続きしなかったのが時価主義会計の歴史の一こまである。

さて,従来,時価主義会計と言われていたものは,主として費用性資産(減価償却資産,棚卸資産等)の評価に焦点をあてて実体資本維持を目的として主張されているた会計であった。

これに対し,近年,時価会計と言われているものは,金融資産,金融負債の評価に対する時価の適用である。

この点,従来のインフレーションや貨幣価値の変動を意識して展開されていた**時価主義会計**と近年国際会計基準をもとにして展開されている**時価会計**とは趣が異なっていることに注意しなければならない。

2001年3月期から導入される時価会計は、金融商品が対象にされる。金融商品には金融資産と金融負債がある。

時価会計は、金融商品を時価評価しょうとするものであるが、この場合の時価は、「公

正な評価額」すなわち「公正価値」(fair value)を意味する。

金 融 資	産	В /	' S	金	融	負	債
現 金 , 預 金 金 銭 債 権 有 価 証 券	受取手形 売 掛 金 株式・出資証券 公社債		金	銭 債	務	買	払手形 掛 金 入 金 債
金融派生商品(デリバティブ)	先物取引 先渡取引 オプション取引 スワップ取引		デ	リバテ	ィブ		から生じた 味債務

### 第2節 フロー重視の会計からストック重視の会計へ

損益計算を中心において理論構成をしていた原価主義会計・発生主義会計はフロー重視の会計であった。これが前節の時価会計の台頭やキャッシュ・フロー計算書(CFS; Cash Flow Statement)の登場はストック重視の会計に会計が変貌してきていることを示している。

Flow = 一定期間の増減を表す数字 費用・収益 (原因) Stock = 一時点の大きさを表す数字 会社財産,FCF (結果)

フロー重視のこれまでの会計は,一般に公正妥当と認められる極めて多くの「会計処理の原則及び手続き(以下,会計方法という)」の中から企業が任意な会計方法を選択して計算された結果を P/L , B/S によって報告するものである。このことから,会計上の利益は「会社の意見」であるといわれる。

これに対して,フリー・キャッシュ・フロー(FCF;Free Cash Flow)を重視する近年の傾向は,紛れもない現金及び現金同等物の有り高に注目するものである。キャッシュは現実を示すと言うわけである。

Cash is reality. Profit is a matter of opinion  $\bot$ 

「利益は,規則と慣習と判断の産物。キャッシュは現実の儲けを示す。」

ストック重視の会計は、費用・収益の認識時点と支出・収入の時点の差を抱える従来の会計に対して、「儲けることは現金を稼ぐこと。」と極めてシンプルに物事をとらえようとするものである。CFSの構造は次のよう3区分になっており、P/L上の「利益」とCFS上の「現金及び現金同等物の増減高」を見比べながら、企業のCF獲得能力を伸ばす方策を考えるのがキャッシュフロー経営と言われるものである。

**営業活動**からのキャッシュフロー 本業からのCF獲得状況

ェ 投資活動からのキャッシュフロー

将来の利益・資金獲得に投入したCF

±

財務活動からのキャッシュフロー

過不足資金の調達・運用状況

現金及び現金同等物の増減高

当期におけるCF純増減

### 第3節 個別財務諸表から連結財務諸表へ

我が国は今日に至るまで基本的財務諸表は個別財務諸表であった。しかし、欧米諸国は、連結財務諸表が基本であり、個別財務諸表は副次的役割を果たすものであった。

我が国会計規則の国際化への流れは、昭和51(1976)年以来、証取法の下で導入されていた連結財務諸表を大会社に限定してではあるが平成14年の改正で商法上も導入することになった。これもまた国際会計基準への接近である。

連結財務諸表の作成が制度化されることによって,一つの効果として子会社を利用した粉飾又は逆粉飾の防止が期待される。

一例を上げるなば,利益の少ない親会社が子会社を利用することによって,次の様に 業績の悪さを良好な状態に見せるかける粉飾をすることができる。

親会社(P社),子会社(S社)の粉飾前のB/SとP/L

P 社 B / S

S 社 B / S

売掛金 品	1,040 500	買掛金 600 諸負債 1,240	売 掛	<b>金</b> 600 品 200	買掛金 40 諸負債 70
[e] DD	300	四 只	[P]	пп 200	明 只 良 八
S社株式	650	資 本 金 1,300 剰 余 金 230			資本金 50 剰余金 15
諸 資産	1,180	(内利益 140)	諸資	達 950	(内利益 100
	P 社 P	l / L		S社P/	, L
売上原価	5,000	売 上 高 6,250	売上原		売上高2,93
売上原価 諸 費 用	5,000 1,110	売 上 高 6,250	売上原 諸 費		売上高 2,93
	-	売上高 6,250		630	売上高 2,93

P社は,原価¥300の商品を¥460でS社に売り渡した。この商品は,翌期首買い 戻す約束である。

P社の処理売掛金460売上460売上原価300商品300

S社の処理 商 品 460 買掛金 460 この結果,両社のB/S・P/L次のように変化し,P社の利益が¥160増加する。 S社は,資産と負債が同額増加するのみで利益には変化がない。

P 社 B / S

S 社 B / S

<b>掛金 1,500</b> 品 200	買掛金 600 諸負債 1,240	売 掛 金 <b>商 品</b>	600 <b>660</b>	<b>買掛金</b> 諸負債
社株式 650 賃資産 1,180	資 本 金 1,300 剰 余 金 390 ( <b>内利益 300</b> )	諸資産	950	資 本 金 剰 余 金 (内利益
P社P	/ L		S 社 P /	L
<b>毛上原価 5,300</b> 者 費 用 1,110	売上高 6,710	- 売上原価 諸 費 用	2,200 630	売 上 高
当期利益 300		当期利益	100	

P社とS社は独立した法人であるから,個別財務諸表の上ではP社の利益が増え

いかにも業績が良いように見える。しかし,実態は, S 社を利用した粉飾決算である。

そこで,P社とS社を連結すると内部取引が相殺消去されて裸の業績が明らかになる。

ここで,連結財務諸表を作成して見よう。簡単化のために,

- 1. P社はS社の株式 100%を当期末に一括取得したとする。
- 2. 内部取引は の売買しかなっかったものとする。

持分の相殺消去 B/S (S)資本金 500 (P)S社株式 650

(S)剰余金 150

S社株式とS社の資本を支配権を獲得した時点の状態で相殺消去する。

内部取引の相殺消去 B/S

(S)買掛金 450 (P)売掛金 450 連結会社間の債権債務を相殺消去する。

B/S (P)剰余金 160 (S)商 品 160 期末商品に含まれる未実現利益を控除する。

P/L (P)売 上 460 (P)売上原価 300 (P)当期利益 160

内部売上とこれに関連する売上原価及び当期利益に含まれる未実現利益を消去する。

# 連結精算表

科目	P 社	; F / S	S 社	: F / S	修正・消去		<b>連結</b> F / S	
B/S 売 掛 金 高 公 計 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音	1,500 200 650 1,180		600 660 950			460 160 650	連結 1,640 700 2,130	B / S
買掛金諸負債		600 1,240		860 700	460			1,000 1,940
資本金剰余金		1,300 390		500 150	500 150 160			1,300 230
	3,530	3,530	2,210	2,210	1,270	1,270	4,470	4,470
P / L 売 上 高		6,710		2,930	460		連結	<b>P / L</b> 9,180
売上原価 諸 費 用	5,300 1,110		2,200 630			300	7,200 1,740	
当期利益	300		100			160	240	
	6,260	6,710	2,930	2,930	460	460	9,180	9,180

連結 P / L の当期利益¥240 は , の内部取引を行う前の P 社の利益¥140 と S 社の利益 ¥100 の合計に一致する。

連結財務諸表は,商法上も商法特例法上の**大会社**(有価証券報告書届出会社)に限ってではあるが作成しなければならなくなった。